

専門医認定試験指針

試験の目的

この認定試験は、専攻医の専門研修における達成度を判定することを主たる目的とする。

各基本領域学会（総合診療領域を含む）の役割

- 試験問題の作成
- 受験料の決定、受験案内の作成
- 出願の受付と受験票等の送付
- 実施等に関する各種マニュアルの作成
- 受験者・試験監督者への実施方法等の周知
- 試験会場の選定、試験監督者の派遣
- 答案の採点・集計

受験資格

- 原則として専門研修プログラムの研修修了者とする
 - なおカリキュラム制で研修を行っている場合、プログラム制と同等の研修を修了していること
- 研修修了前に実施する場合は、以下の条件をすべて満たすこと
 - 研修を開始してから3年を超えていること
 - 研修修了が見込まれていること

試験会場および監督

- 試験会場は、各基本領域学会（総合診療領域を含む）の指定する場所とする
- 試験監督者および試験監督補助者については、各基本領域学会（総合診療領域を含む）が選出する

各基本領域学会から日本専門医機構への報告・提出資料

各基本領域学会（総合診療領域を含む）における一次審査終了後、下記の指定書類にて研修修了報告、認定試験実施報告、一次審査終了報告を提出する。

- ・「専門医認定一次審査終了報告書」
- ・「専門医認定用保管リスト（基本領域）」

試験の実施要領

試験は下記の実施要領に準拠しつつ、各基本領域学会（総合診療領域を含む）で定めた実施要領も可とする。

- 試験の実施方法は下記の何れかであること
 - 各学会が選定する試験会場での筆記試験、面接試験
 - 各地域のテストセンターでの CBT 試験、面接試験
 - ◆ 筆記試験、CBT 試験については、自宅でのリモート受験は認めないことが望ましい。面接試験については、領域学会の判断とするが、透明性、公平性のある試験を実施すること。
- 基本領域学会（総合診療領域を含む）は各会場に試験監督者を派遣すること
- 試験日時：基本領域学会（総合診療領域を含む）毎に原則同日同時刻の実施とすること
同日同時刻開催をしない場合は、複数問題を作成すること

試験形式

試験は下記の形式に準拠しつつ、各基本領域学会（総合診療領域を含む）で定めた形式も可とする。

- 1) マークシート形式
 - ・5 択問題 100 問以上に相当する問題数
 - ・回答時間：90 分以上
- 2) マークシート・記述併用形式
 - ・マークシートと記述を合わせて、5 択問題 100 問以上に相当する問題数
 - ・回答時間：90 分以上
- 3) 面接・口頭・実地試験等
 - ・実施することが望ましい*
 - ・1), 2)の試験形式と適宜組み合わせて行う
 - *実施しない場合は、専門研修プログラムにおいて倫理観と医療のプロフェッショナリズム、特に他職種からの評価が到達目標に達していることを確認し、医師としての適性に問題がないことを評価する。

再試験

- 研修修了から受験までの猶予期間
研修修了から 5 年以内の受験が可能である。
- 面接・口頭・実地試験等、試験項目・科目が複数ある場合の再試験の項目、科目の取り扱いは、領域学会の判断とするが、透明性、公平性のある再試験を実施すること。

合格基準

合格基準は下記を目安としつつ、統計手法を用いるなど各基本領域学会（総合診療領域を含む）で設定した基準も可とする。

- 1) マークシート形式
 - ・正答率：60%以上
- 2) マークシート・記述併用形式
 - ・合格点：60点以上（満点を100点とした場合）
- 3) 面接・口頭・実地試験等
 - ・知識・実技等を評価する場合
 - 合格点：60点以上（満点を100点とした場合）
 - ・倫理的配慮など医師としての適性を評価する場合
 - 合格点：複数の試験官の評価で合否を判定する

不正受験者の措置

認定試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係ある者についてその受験を停止させ、その試験を無効とする。

特定の理由（国内外への研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、本機構が認める行政省庁への出向、地域枠等の従事要件、その他日本専門医機構が特定の理由と認めるもの）のために認定試験を受験できない場合の受験期間

専門研修修了後から専門医認定試験を受験するまでの有効期限は、原則として5年間とする。

すなわち、専門研修を修了した専攻医は原則として5年内に専門医認定試験に合格しなければならない。特定の理由のため最終年度となる5年目の試験受験が困難な場合は、受験時期延期申請書を提出し、領域学会専門医委員会と本機構の専門医認定・更新委員会の審査と承認を経て有効期限を原則として1年延長することができる。

各基本領域学会から日本専門医機構への報告・提出資料（受験時期延期申請）

受験者が基本領域学会（総合診療領域を含む）へ「受験時期延期申請書」を提出し、基本領域学会における一次審査終了後、下記の指定書類にて判定結果を日本専門医機構へ提出する。受験者の不利益にならないよう領域毎に申請書類の提出期限等を設定すること。

- ・「受験時期延期申請書」
- ・「受験時期延期申請者リスト」

なお、診断書や留学証明等の提出については領域学会の判断とするが、申請理由の妥当性を確認の上、公正な一次審査を行うこと。

以 上

2020年10月16日 理事会承認

2021年6月25日 一部改訂

2021年8月27日 一部改訂

2022年2月18日 一部改訂

2023年7月21日 一部改訂

2025年9月18日 一部改訂

2025年12月19日 一部改訂

【別紙】

移行期間における猶予措置について（受験時期延期申請）

対象：専攻医 1 期生（2018 年研修開始）～5 期生（2022 年研修開始）

内容：

2018～2022 年に研修を開始した専攻医については周知が不十分だった点を考慮して猶予を設ける。特定の理由（国内外への研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、本機構が認める行政省庁への出向、地域枠等の従事要件、その他日本専門医機構が特定の理由と認めるもの）の有無に関わらず、連続試験不合格、未受験者についても再受験の機会を 1 回猶予する。

「特定の理由」のため研修修了後 6 年目の試験を受験できなかった場合は、受験時期延期申請書を提出し、領域学会専門医委員会と本機構の専門医認定・更新委員会の審査と承認を経て翌年（研修修了後 7 年目）の認定試験に延期が可能である。

※受験時期延期の可否については個別の事情や状況を含めて審査を行う。